

・NITE

独立行政法人製品評価技術基盤機構の略称。

・化管法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称。

・PRTR

Pollutant Release and Transfer Registerの略称。平成11年に公布された、化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度のことで、①事業者が環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を自ら把握して、②都道府県(都道府県から事務を委任された市区町村を含む)経由で国に届出を行い、③法律を所管する経済産業省及び環境省が排出量等を集計・公表する仕組み。

・LG-WAN

地方自治体間を結ぶ情報共有・文書交換のためのネットワークの略称。

・政府共通ネットワーク

中央省庁間を結ぶ情報共有・文書交換のためのネットワークの略称。

・NITE-LANシステム

製品評価技術基盤機構共通基盤情報システムの略称。

・電子(による)届出

事業者がインターネットでPRTR届出管理システムを利用したオンラインによる届出のこと。

・使用届出

電子情報処理組織使用届出(様式第4(第12条関係)による。)のこと。電子届出を行う事業者が、事前に書面により都道府県等に提出する。

・排出量等届出/届出

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出(様式第1(第5条関係)による。)のこと。事業者が書面、磁気ディスク又は電子により届出を作成し、都道府県等を経由し、事業所管大臣に提出する届出のこと。

・事業者

事業を行っている者のこと。

・事業所

事業者が事業を行っている場所であり、届出の対象となる事業活動が行われている1単位の場所のこと。

・都道府県/都道府県等/自治体

特に指定のない限り、届出の提出先となる都道府県及び都道府県が事務の委任を行っている市区町村のこと。

・委任市

届出の提出先となる都道府県が事務を委任している市区町村のこと。

・事業所管大臣

事業者の事業(業種)を所管している大臣のこと。

・法律所管大臣

化管法を所管している経済産業大臣及び環境大臣のこと。

・**PRTR届出管理システム/PRTR届出システム**

化管法に基づく届出(使用届出及び排出量等届出)及び事務処理の電子化のためのコンピュータシステム(クライアントーサーバシステム)のこと。ユーザはブラウザを介してNITEに設置されているサーバに接続して利用する。事業者向けの名称は「PRTR電子届出システム」。

・**ユーザID**

PRTR届出管理システムに接続するための識別番号のこと。都道府県等が事業者に通知する。

・**パスワード**

PRTR届出管理システムに接続するための暗証番号のこと。初期パスワードは都道府県等が事業者に通知する。

・**クライアント証明書**

PRTR届出管理システムに接続する事業者のパソコンに登録し、接続時のなりすまし防止及び届出データの暗号化通信を行うための電子ファイルのこと。NITEが事業者に送付する。クライアント証明書の登録用パスワードは都道府県等が事業者に通知する。ただし、現在はクライアント証明書なしで稼働する設定で運用している。

・**照会**

届出内容の疑義について、省庁又は都道府県等から事業者に対し、PRTR届出管理システム上で内容の確認を行うこと。

・**ファイル記録**

電子化され、経済産業大臣及び環境大臣により記録された、事業者からの届出データのこと。

・**休日**

行政機関の休日に関する法律第1条に定める日及び5月1日のこと。

・**担当職員**

NITE化学物質管理センターリスク管理課又は情報基盤課のPRTR届出管理システムの担当職員のこと。